

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 6 日現在

機関番号：32644

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2016

課題番号：25380773

研究課題名(和文) 高等教育機関の社会福祉専門職養成課程における障害学生支援のあり方に関する研究

研究課題名(英文) Study about support for student with disabilities in social work program of higher educational facilities

研究代表者

岩田 香織 (IWATA, Kaori)

東海大学・健康科学部・講師

研究者番号：40342084

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本年は、研究期間の最終年度にあたり、これまでの研究の取り組みを総括するとともに、あたらなツールを活用した障害学生支援を試行した。特に合理的配慮のありかたについては、障害特性や場面に応じて個別の調整や変更がいかになされるか、障害者差別解消法の施行の状況を踏まえて検討を行った。文部科学省の示す学校における合理的配慮の観点に基づき、教育現場における合理的配慮について、特に発達障害学生への具体的取り組みを踏まえつつ、論点の整理を行った。

研究成果の概要(英文)：“Reasonable accommodation” refers to the execution of separate adjustments and modifications according to the particularities of individual disabilities and settings so that people with disabilities, will be able to participate in education, employment, and other aspects of social life on the basis of equality. Japan’s “Disability Discrimination Act”, effective as of April 2016, means that the provision of reasonable accommodation is now required for places of business, which include government offices, schools, and the industrial sector.

In this paper, I summarize the relevant issues based on specific initiatives with regard to reasonable accommodation in educational settings, particularly toward students with developmental disabilities.

研究分野：社会福祉

キーワード：障害学生支援 高等教育機関 合理的配慮 発達障害

1. 研究開始当初の背景

近年高等教育機関に修学する障害学生は増加傾向にあることが報告されている。日本学生支援機構による「平成23年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査」では、障害学生在籍学校数(大学・大学院・短期大学・高等専門学校)は807校で全学校数の66.9%(前年度64.36%)にあたる。障害学生数は10,236人で全学生数に対する割合は0.32%となっている。大学への進学率が50%を超える(文部科学省学校基本調査/平成22年度進学率は56.8%)ことに比べると低水準とも言え、ここに大学等高等教育機関への進学を拒む環境的要因があれば、これを明確化する必要もあるだろう。しかし、前年度の障害学生数が8,810人であったことを考えれば、障害者のアクセシビリティに配慮した高等教育機関の修学環境の整備、障害のある生徒、若者の進路選択の拡大、進学意欲の高まり等が徐々に進んでいるものと考えられる。

高等教育機関をめぐる状況としては、中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」に指摘されるように、大学教育はかつてのエリート段階から、マス段階、さらにはユニバーサル段階へと進み、万人に開かれた、誰でもがいつでも自らの選択により学ぶことのできる高等教育の整備、すなわち「ユニバーサル・アクセス」の実現へと進展している。この点でも、かつて進学をあきらめざるを得なかった障害をもつ生徒や若者が大学等高等教育機関への進学を選択する時代的な背景が窺えるだろう。併せて障害者福祉施策の動向をふまえると高等教育機関において障害学生の能力と適性に応じた修学・学習権の保障を図ることは社会的要請と言える。例えば、発達障害者支援法(平成18年～)、特別支援教育(平成19年～)の体制のもと、初等・中等教育における発達障害児の支援が進められていることから、今後高等教育機関への進学を志す障害児の増加が予測されるところである。

さらに障がい者制度改革推進本部(平成21年12月設置)は、障害者権利条約の締結のために必要な国内法の整備をはじめとする障害者に係る制度の集中的な改革を行うとしている。この工程表において、教育分野は「インクルーシブ教育システム構築の理念をふまえた制度改革の基本的方向」を示すとされ、「障害者基本法の一部を改正する法律案」でも同趣旨の法案が起草されている。障害者基本計画の重点施策5カ年

計画でも社会のあらゆる場面において障害者が参加と平等を実現することが求められているばかりでなく、障害者権利条約の批准を射程に入れれば、本条約は要請する合理的配慮を教育分野でいかに実現するかは急務の課題となる。実際平成23年度入試から、従来の障害のある受験生への対応に加え、発達障害のある受験生に配慮した試験の実施がスタートしている。学校施設についても、快適な学生生活が送れるよう各大学に教育上、修学上の特別の配慮が求められている。バリアフリー新法(平成18年)が身体障害、知的障害、精神障害、発達障害を含む全ての障害者を対象としており、特定建築物に「学校」対象化されていることから、特に一定規模以上の大学は、バリアフリー化、ユニバーサル建築化の義務を免れることはできないだろう。

このように高等教育における障害学生支援は積極的に受け止められるべき取り組みと位置付けられるように思われる。しかし、現実には高等教育機関の障害学生支援の取り組みは各校それぞれで進展しており、必ずしも標準化されていない。全体的には変革への取り組みが十分とは言えない現状に鑑みて、大学や社会の全体状況に据え直し、その上でその本質的意義と価値観を確認し、高等教育機関(大学の学部学科)におけるシステム構築の戦略を実証的に検討したい。

2. 研究の目的

本研究の目的は、高等教育機関、特に社会福祉専門職養成の大学(学科)における障害がある学生(以下障害学生)に対する支援の実態、課題、問題点を明らかにし、合理的配慮の具体的内容とその範囲を実証的に提示することである。近年高等教育機関への進学率の上昇に伴い、大学等に在籍する障害学生は1万人を超え、さらに診断書を有していないものの発達障害があることにより実質的に教育上の支援を必要とする学生の増加が指摘されている。すでに多くの大学等で障害学生支援の機関・システムを有しているが、本研究では、社会福祉学科における対人援助職の専門職養成課程において、資格取得、キャリア支援を含めた修学支援の要件を精査し、必要とされる教育的・合理的配慮と支援の具体的枠組みを提案したいと考える。

3. 研究の方法

本研究では、実地調査と実態の把握、実

践を組み合わせながら、障害学生支援の具体的内容の精査、本質的支援の要件の明確化、システム・体制の構築を総合的に図ることとする。

(1)障害学生支援の実態把握と実地調査

拠点校等すでに障害学生支援の実績を有する高等教育機関および専門職養成を行っている高等教育機関社会福祉学科での支援・サポート・サービス、指導内容に関する実地調査（インタビュー、資料収集、見学等フィールドワーク）

(2)障害学生支援実践

所属機関（学科）における障害学生支援と修学支援の実践を通して、障害学生支援をめぐるニーズと要件の明確化のためのケース・スタディと支援システム構築のためのアクションリサーチ

4. 研究成果

(1)研究初年度は日本学生支援機構主催による障害学生支援セミナーを年間通して受講し、主として発達障害学生への支援について知見を得るとともに他校教職員との意見交換、討議を行い、課題整理及び検討を行った。また、学内実践として聴覚障害学生への授業保障、情報保障、卒論作成、就職支援、学外実習指導にかかわる教職員のサポートを行った。また聴覚障害の卒業生へのインタビューを実施した。

発達障害、メンタルヘルスに課題をもつ学生への支援として、修学支援、職業選択に向けた支援に取り組み。継続的な支援体制の構築に向けた検討を行った。

障害学生支援の先行的な取り組みを実施している拠点校には、セミナー等の機会を活用して訪問し、障害学生支援室職員等へのヒアリングを実施した。

(2)研究2年目は、障害学生支援セミナーを引き続き受講し、関係機関の教職員との意見交換、討議を行った。特に、社会福祉教育、社会福祉専門職養成課程を持つ高等教育機関における障害学生支援の状況、情報を収集し、分析を行った。

学内での障害学生支援については、聴覚障害学生の社会福祉士資格取得の学外実習を担当し、当事者および実習指導者への聞き取り、課題分析を行った。また発達障害学生に対しては、これまで実施してこなかった支援（休憩室の提供、就労支援機関との連携等）を行い、当該学生へのヒアリングを通して効果測定を実施した。

高大連携の観点から、障害・疾病について

事前申請のあった入学予定者に対して、入学前準備、入学時期支援について、高等学校教諭、当該生徒、保護者との面談、支援準備コーディネートをを行い、入学後の安定的なシステムの構築の可能性を探った。

聴覚障害学生への支援を継続的に実施し、特に授業時の情報保障については安定的なノートテイクサービスの提供を可能する要件を明確化し、実施に結び付けている。

(3)研究3年目については、全国的な障害学生支援の状況把握、課題分析と合わせて、社会福祉専門職養成課程での障害学生支援の実践、特に学外実習時の準備に向けての課題整理を行った。

学内での障害学生支援については、実際の支援取り組みを通して、各学年での段階的な学習保障、修学支援の課題を整理するとともに、専門職養成課程での必要な学習支援、特に学外実習に向けて聴覚障害学生、肢体不自由学生を対象にケース・スタディを行った。

また、障害者差別解消法施行を前に、文部科学省の示すガイドラインを参照しつつ、高等教育機関における合理的配慮の具体像を検討、分析を行い、学内でも教職員への啓発・理解を促進する取り組みに参画した。

社会福祉士養成課程を持つ高等教育機関の特に資格取得に関する障害学生支援の課題をとらえるための情報収集と分析を行った。

(4)研究最終年度については、これまでの研究のより組を総括するとともに、新たなツールを活用した障害学生支援を試行した、具体的には、聴覚障害学生を対象に、UD トークアプリの活用、ブギーボードによるコミュニケーション支援等である。これらについては、発達障害等のコミュニケーションに課題をもつ障害学生支援の可能性も今後探っていきたいと考えている。

また合理的配慮のありかたについては、障害特性や場面に応じて個別の調整や変更がいかになされるか、障害者差別解消法の施行の状況を踏まえて検討を行った。

文部科学省の示す学校における合理的配慮の観点に基づき、教育現場における合理的配慮について、特に発達障害学生への具体的取り組みを踏まえつつ、論点の整理を行った。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

1. 岩田香織 ; 「発達障害児に対する教育における合理的配慮の論点」, 『地域ケアリング 2016年12月号』, 2016, 74-77 (査読無)

2. 岩田香織 ; 「高等教育機関における障害学生支援について」, 『地域ケアリング 2016年5月号』, 2016, 56-58 (査読無)

3. 岩田香織 ; 「発達障害を有する子どもへの教育における合理的配慮」, 『東京工芸大学工学部紀要 Vol39 No.2』, 2016, 64-67 (査読有)

4. 岩田香織 ; 「高等教育機関における障害学生へのサポート体制」, 『医療福祉研究 第9号』, 2015, 37-48 (査読有)

〔学会発表〕(計1件)

1. 岩田香織 ; 「高等教育機関における発達障害学生支援」, 日本医療福祉学会, 2015年3月

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

6. 研究組織

(1)研究代表者

岩田 香織 (IWATA Kaori)

東海大学・健康科学部・講師

研究者番号: 40342084